

西宮市食肉センター運営改善委員会設置要綱

(目的)

第1条 西宮市食肉センター（以下「以下センターという。」）の運営および運営改善に関する諸問題について、市と事業者が緊密な連絡のもとに協議・研究することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、西宮市食肉センター運営改善委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(協議事項)

第3条 委員会は次の事項について協議・研究する。

- (1) センターの経営改善に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターで就労する者の労働安全衛生に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる市および事業者の代表者で構成する。

- (1) 産業文化局長
- (2) 産業文化総括室長
- (3) 産業部長
- (4) 食肉センター管理課長
- (5) 食肉衛生検査所
- (6) 西宮食肉事業協同組合
- (7) 施設入場許可業者
- (8) 指定管理者

(委員会)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は産業文化局長とし、委員会を代表する。
- 3 副委員長は産業文化総括室長とし、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、西宮市食肉センター管理課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項については、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年11月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。